

事業をされている皆さま 償却資産（固定資産税）申告のご案内

◇償却資産とは、法人や個人が事業で用いる資産（構築物、機械、器具、備品等）のことをいい、固定資産税の課税対象となります。

※事業とは自営業、農業、飲食業、不動産業、太陽光発電事業などを含みます。

◇償却資産の対象となる資産を1品でも所有していれば申告の義務が生じます。毎年1月1日現在で所有する資産を1月31日までにその資産の所在する市町村に自主的に申告しなければなりません。

【主な業種の償却資産の例示(申告が必要なもの)】

<p>農業 ビニールハウス、農業用機械、 家畜用設備、加温機など</p> 	<p>理・美容業 借用店舗の内部造作、パーマ器、 その他理・美容機器、洗面設備など</p> 	<p>不動産貸付業 駐車場舗装、駐輪場、門扉、外灯、 受変電設備、屋外給排水設備など</p> 
<p>飲食・小売業 借用店舗の内部造作、テーブル・ イス、厨房設備、看板など</p> 	<p>太陽光発電 太陽光パネル、フェンス、 パワーコンディショナーなど</p> 	<p>病院 ベッド、手術台、その他医療機器 など</p> 
<p>工場 工業用機械、動力幹線設備、 受変電設備など</p> 	<p>事務所 借用事務所の内部造作、看板、 パソコン、壁掛けエアコンなど</p> 	<p>建築業 大型特殊自動車、建設用機械、 発電機など</p> 

※上記資産は一例ですが、このような資産をお持ちの方は申告が必要です。詳細は裏面をご覧ください。

償却資産に関するQ&A

Q. 確定申告をしても償却資産申告が必要なのですか？

A. はい、必要です。確定申告は所得税や法人税の算定に必要な国税の申告であり、地方税である固定資産税の償却資産申告は別に必要です。

Q. 申告は毎年しなければならないのですか？

A. はい、資産変動がなくても毎年申告は必要になります。年度途中で休業又は廃業になった場合、申告書にその旨記載して提出いただくか、電話にてご連絡下さい。

Q. 償却資産を売却しました。今後の申告はどのようにすればいいですか？

A. 申告の必要な資産は、1月1日に所有されている資産になりますので、例えば申告後の3月に資産を売却したとしてもそのまま申告の対象となります。ただし、次の年度からは申告不要となります。

Q. 事業で使う資産は全て申告しないといけないのですか？

A. 土地と建物以外の事業に用いることのできる償却資産は、基本的には申告の対象となりますが、取得価額が10万円未満で一時に損金算入された少額資産や、取得価額が20万円未満で3年間での一括償却資産、無形減価償却資産、自動車税(種別割)や軽自動車税(種別割)の課税対象となる車両などは申告の必要はありません。また、リース資産についても、特定の場合を除き、申告の必要はありません。

Q. 申告書類はどこで入手できますか？

A. 申告書類は、宮崎市資産税課(宮崎市役所第3庁舎2階)で配布しております。電話での請求も受け付けておりますが、市ホームページで印刷することもできます。市ホームページの「税金」→「固定資産税」→「償却資産の申告(固定資産税)」の欄に掲載しており、下記のQRコードからもご覧いただけます。

また、電子申告(eLTAX)でも受付を行っております。

詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)へ

エルタックス
eLTAX

※なお、一度申告いただいた事業者の方には、次年度から申告書類を送付しています。税務署調査等で、対象となる資産を所有していることが判明した場合にも、資産税課から申告のご案内をしております。

Q. 税額はどのようにして計算されるのですか？

A. まず、対象資産の「取得価額」、「取得年月」及び「耐用年数」から旧定率法により「評価額」を算出します。これが「決定価格」になります。次に、課税標準の特例を受ける資産は適用後の額が、適用がない場合は決定価格がそのまま『課税標準額』になります。そして、税額は以下の計算式で計算されます。

課税標準額(1,000円未満切捨)×税率(1.4%)=税額(100円未満切捨)

※なお、課税標準額の合計額が150万円未満の場合は、免税となります。

【お問い合わせ先】

宮崎市 資産税課 償却資産係(宮崎市役所第3庁舎2階)

電話(0985)21-1743

市ホームページはこちら→



【申告書提出先】

宮崎市 資産税課 償却資産係 又は 各総合支所 地域市民福祉課